

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

について、社会経済の発展動向や市街化区域等の土地利用の動向等を踏まえ、秩序ある市街地の形成に留意しつつ、実情に即した適切な運用を図る。

(生活環境施設の整備)

都市公園については、一人当たり面積を現在の2倍とすることを当面の目標に整備を進める。この場合、既成市街地においては、工場等移転跡地の活用、他の都市施設との複合的整備などにより効率的に整備を進める。また、建築物の不燃化対策と一体となった避難地としての整備を進めるとともに、イベント等多目的な利用が可能な空間、樹林、野鳥など自然とのふれあいができる場の整備にも配慮する。また、広域的なレクリエーションの場として、国営公園の整備を推進する。

快適な都市的生活の基盤として重要な下水道については、湖沼等の閉鎖性水域をはじめとする公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、市街化区域における整備の概成を当面の目標に事業を推進するとともに、市街化区域以外の区域についても整備を進める。また、市街地において浸水の防除等を図るため、特に人口や都市活動の集中した区域の耐水能力を高めることに配慮しつつ、雨水対策のための整備を進める。この場合、清流の復活等によるアメニティの向上、下水処理水、下水汚泥等、下水道のもつ資源的価値の活用に配慮する。

廃棄物処理については、廃棄物の資源化、減量化を進めるとともに、焼却施設、し尿処理施設等の整備及び大都市圏における広域的な廃棄物処理場を含む処分場の確保を図る。

水道については、水需要の増加、水源水質の低下等に対応し、良質な水を安定的に供給するための施設整備を進める。

都市内の河川については、貯留浸透対策を含め多様な方策で整備を進め、水災害に対し安全な生活環境の確保を図る。

都市内道路は、都市交通体系を構成するとともに、良好な市街地形成を促進し都市更新を誘導する基盤施設であり、避難路、延焼遮断帯としての防災機能、供給処理施設や地下鉄、新交通システム等の交通施設を収容する空間機能等に配慮して体系的な整備を推進する。豪雪地帯にある都市については、道路の消融雪施設、流雪溝等の降積雪に配慮した都市基盤整備を進める。

(国際化に対応した生活環境等の整備)

外国人居住者が地域住民とともに快適な社会生活を送ることができる環境を整備するとともに、外国人旅行者にとっても観光等に行動しやすい環境の形成を図る必要がある。このため、地域における外国人、日本人の交流や各種の情報の提供のための拠点となる組織、施設の整備、充実を行う。また、道路の案内標識等の公共的サインにおけるローマ字併記や行政広報、相談窓口、緊急時の連絡等の公共サービスにおける国際化への対応を進める。

(都市活動の24時間化への対応)

価値観の多様化、新しい産業の展開など産業のソフト化に伴う就業時間のフレックス化や国際的な経済活動の拡大に伴い、人々の活動時間構成の多様化が進行している。

このため、体育館、図書館など公共施設における利用時間の拡大等各種公共サービスの拡充や、これらを支える基盤整備等を推進する。特に、活動時間の深夜化が普遍化している大都市等において、静穏な生活環境の維持に配慮しつつ、公共交通機関の運行時間の延長などを進め、効率的な移動手段を確保するとともに、防犯・防災システムなどを充実し、人々の活動の安全性を確保する。これらのサービスを効率的に提供するとともに多様な情報サービスを行うため、情報・通信システムの活用を図る。また、国際空港や国際金融の業務地区など24時間にわたる活動拠点において、各種のサービス機能を拡充するとともに、これらの施設へのアクセス手段を確保することにより、この利用を可能とする。

(美しい都市景観の形成)

住民のみならず、国内、国外から訪れる人々にとり魅力があり、ゆとりとうるおいのある個性的な都市空間を創出していく必要がある。

このため、都市公園、広場、広幅員歩道等のオープンスペース、緑地空間、水辺空間の整備を図るとともに、都市内の緑化や都市内の河川、水路における清流の確保、復活を推進する。また、都市内に残された良好な緑地、樹木、水辺地を保全し、水と緑の豊かなうるおいのある都市環境を形成する。

建築協定、地区計画等の活用、電線類の地中化による電柱の除去等を進めること

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

により、街並みの改善・調和を図り、都市の沿道景観を整備するとともに、公共建築物や公共施設については都市景観に配慮した整備に努め、良好な都市景観の形成を図る。さらに、都市の顔となるシンボル空間、ランドマークの整備、地域の歴史的環境、自然地形、風土等地域の固有の資源の活用による個性ある景観整備を進める。

地域に根ざした魅力的なまちづくりを進めるため、景観ガイドプランの策定等により地域全体の景観整備の目標を明らかにするとともに、地域住民、企業の任意、自主的な参加、協力によるまちづくりのための協定、基金等の活用を図る。

3) 良質な住宅・宅地の供給

相対的に立ち遅れた大都市圏における居住水準の向上と地方定住の基盤となるような魅力的な生活環境の実現を重点として、良質な住宅・宅地供給のための施策を推進する。

(豊かな住宅ストックの形成)

安定したゆとりある生活実現のため、規模、性能、環境に関し高度化、多様化する国民の居住ニーズに的確に対応しつつ、地域の特性に応じた質の高い住宅の供給を図る。昭和75年における住宅戸数約4,600万戸、一戸当たりの平均住居専用面積約100㎡(昭和58年86㎡)を目標に、計画期間中に約1,900万戸の住宅建設を進め、住宅規模の着実な増大、住宅設備の充実を推進する等、21世紀に向けて良質な住宅ストックの形成を図る。

このため、各種助成措置の活用等により住宅取得能力向上を図り、良質な持家取得を促進する。また、公共賃貸住宅について計画的建替えや改善を含め、的確な供給を進める。金融上の措置等を活用し、土地取得者による良質な民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、借地・借家法の見直しによる権利関係調整の円滑化等を通じ一層の質的向上を図る。さらに、既存ストックの有効利用により居住水準の向上を図るため、住宅リフォーム等の促進を図る。

(新たなニーズに対応した多様な住宅の供給)

高齢者の増大に伴う三世代同居や隣居、近居等の多様な居住ニーズに対応した住

宅供給を進めるとともに、高齢者に適した住宅設計、住宅設備の充実、福祉サービスと住宅供給の連携を促進する。また、新技術等を活用した快適な住宅や豪雪に耐え得る克雪住宅などの開発・普及を進めるほか、地域の伝統、文化等の特性を踏まえた魅力ある住まいづくりを行う。

自然とのふれあいや余暇を重視した生活ニーズの充足、あるいは国際化等に対応した大都市の機能的ライフスタイルを可能とするため、複数住宅の利用—マルチハビテーション—に対応する住宅の整備を金融上の助成措置等により促進する。

(良質な宅地の供給)

計画期間における住宅建設活動に伴い新規に必要な住宅用地の需要約18万haに対応して、ニュータウン等の計画的な宅地供給を推進し、良質な宅地ストックの形成を進める。

円滑な宅地供給を進めるため、宅地開発に関連する道路、河川、公園、下水道等の公共施設の整備を進めるとともに、行き過ぎた開発者負担の是正を図る。居住環境等に配慮しつつ農地等の宅地化の促進を図るため、市街化区域等における土地区画整理事業の推進、農住組合方式の活用等を行うほか、居住環境の整備に関する方策を講じつつ、市街化区域農地課税の在り方及びこれとあわせた良好な宅地供給等に関する方策の検討を行い、その結果を踏まえ適切な対応を図る。また、土地信託、事業受託、借地方式等新たな供給方式の活用を図る。

4) 圏域別の都市整備の方向

a. 東京圏

東京圏においては、住宅問題、交通問題、環境問題、防災性等の諸課題とその背景にある土地問題等に対応しつつ、全国的な中枢機能、国際金融機能等を適切に果たしていくことが課題となっている。これらの課題に対応するため、都心部等をはじめとする東京都区部の整備を進めつつ、分化を基調とした複数の核と圏域を有する地域構造への転換を進める。また、東京圏への人口及び諸機能の過度の集中を回避し、都市機能の全国的な適正配置を図る。

東京圏全体で事務所床需要は計画期間中に約4,000haと見込まれるが、その受け皿として、諸機能集積の核となる八王子・立川、浦和・大宮、千葉、横浜・川崎及

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

び土浦・筑波研究学園都市の業務核都市並びに成田等の副次核都市において、交通体系や核となる施設の整備等により良好な業務市街地の形成を図り、諸機能の選択的な分散を促進する。

東京都区部については、諸機能の過度の集中を避けながら副都心の整備を進めるとともに、都心部及び臨海部において、国際金融・情報機能等の展開に対応して、良好な環境の保全・形成に配慮しつつ、既成市街地の再開発、鉄道施設跡地、埋立地の活用等による新たな業務市街地の形成を図る。また、これに必要な基盤施設の整備を進める。

工業生産・業務機能等について東京圏外への選択的分散を図り、また、現在、東京中心部に立地しているが、業務上独立性が高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関や特殊法人の本部の一部について、その性格に応じ業務核都市や東京圏外への移転を検討し、その推進を図る。

既成の市街地において職住近接性の高い市街地住宅の供給を図り、昼間人口、夜間人口の適度な均衡と生活空間の確保を図るとともに、近郊部において必要な交通体系の整備とあわせた計画的な新市街地整備を促進する。これらにより、計画期間中に建替えを含め約570万戸の住宅供給を図るとともに、約4万haと見込まれる宅地需要に対応して宅地供給を推進する。

b. 関西圏及び名古屋圏

(関西圏)

関西圏は、文化、学術、経済等の豊かな蓄積を有しており、特色ある全国的、国際的機能を担うことが期待される。このため、大阪、京都、神戸の三都市のそれぞれの特性と諸機能の蓄積を生かしつつ京阪奈丘陵、大阪湾沿岸地域等への新たな高次機能の集積を図り、文化、学術、研究、国際交流機能等の強化及び経済活動の充実を図る。

このため、関西文化学術研究都市の建設、各地域における国際的水準の文化、研究施設の設置及びネットワーク化、全国的、国際的なイベントの開催等により研究開発機能、文化機能、国際交流機能等の強化を図る。

関西国際空港などの基幹的交通施設をはじめとする交通体系や情報・通信体系の整備を推進する。また、大阪湾沿岸部において、鉄道施設、工場等の跡地及び埋立

地等を活用した高次都市機能の集積拠点の整備を進め、物流機能等の高度化を図りつつ、国際情報、交流機能等を強化するとともに経済機能の充実を図る。

居住環境については、大規模用地を活用した再開発や木造密集市街地等における再開発を推進し、オープンスペースの確保、居住水準の改善、防災性の向上等を図る。また、丘陵地等を活用して新たな住宅地の供給を図る。

(名古屋圏)

名古屋圏は、相対的に良好な居住環境の下で工業生産機能についての高い集積を有している。こうしたことから、名古屋市及び岐阜、豊田、四日市等環状に展開する諸都市相互の連携を強化しつつ、新素材の開発、既存産業の技術集約化など産業の一層の高度化を図る。

このため、研究開発拠点の形成や創造的な人材の確保によって研究開発機能を高め、また、鉄道施設跡地、臨海部の活用等により情報機能、国際交流機能等高次の都市機能を担う拠点を整備する。さらに、環状方向等の交通体系の整備、国際交通機能の充実等を図る。

c. 地方圏

地方都市は、今後都市機能の集積の地域発展に果たす役割がますます重要になってくることから、地域の活性化と個性の形成に大きな役割を担い、同時に交流の場として重要な役割を果たす。地方中枢・中核都市は、都市機能を全国的に展開するに当たっての拠点的な地域として、地方中心・中小都市は、就業機会の提供、周辺農山漁村を含めた基礎的な都市サービスの提供の場、産業、文化、教育、観光等地域特性を生かした独自の活動の場としての整備を推進する。

(地方中枢・中核都市)

札幌、仙台、広島、福岡等の地方中枢都市及び県庁所在都市をはじめとする地方中核都市については、地域の発展を主導する広域的拠点として、今後特に、業務管理、情報、研究開発、国際交流等の高次都市機能の強化を図るとともに、引き続き商業機能の高度化を進める必要がある。

このため、鉄道施設跡地等を有効に活用した新たな都市機能集積拠点の整備、中

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

心市街地における都市再開発の積極的な推進により、良好な業務市街地の形成及び事務所等の供給を促進する。また、空港、高規格幹線道路等の交通利便性を活用し、やすい適地に新たな市街地の開発、整備を進め、先端技術産業、研究開発機能等の育成、誘致を促進する。

都市基盤整備にあわせた高度な情報・通信基盤の整備、業務地域の核となるインテリジェント・ビルの建設の促進等、高度情報化の進展に対応した都市づくりを進めることにより、都市機能の高度化を図る。また、ベンチャービジネスの育成等を支援する共同施設の整備等により、工業生産機能の充実を図る。金融上の措置等を活用し、民間によるこれらの都市開発事業を積極的に促進する。

人材の確保、研究機能の充実等の面で重要な高等教育機能については、大学院、専修学校を含めて充実を図るとともに、大学の総合移転等にあわせた新市街地整備を進める。また、海外からの留学生や研究者等の受入れ体制の充実、交流活動を促進するための組織、施設の整備等により、国際化に対応した総合的教育環境を備えた都市の整備を図る。

地方圏における国際交流拠点形成の観点から、国際交通機能等の強化を図りつつ、国際会議、見本市等の開催が可能な施設の整備、国際会議等の誘致、企画を行う組織の強化等を軸に国際的なコンベンション都市の整備を進める。

なお、地方中枢都市やこれに準ずる都市の整備に当たっては、拡大する都市圏の一体的な整備の確保や交通問題、環境問題等の大都市問題の発生の未然防止等に特に配慮する。

(地方中心・中小都市)

周辺農山漁村を含めた住民の生活活動の中心としての役割を担う地方中心・中小都市においては、地方中枢・中核都市との連携を図りつつ、住民のニーズの高度化、多様化に対応した都市的サービス機能の充実・強化を図るとともに、地域の特性に応じた個性ある都市機能の育成を図る。特に、定住圏の中核となる地方中心都市については、圏域内のすべての住民が適度な交通距離の下に高次の都市的サービスを享受することを可能にする観点から、医療、文化、教育機能等の充実に努める必要がある。

都市的魅力の増進を図るため、駅周辺や中心商業地区等中心市街地において、都

市再開発、道路空間の整備、商店街近代化、駐車場、核となる文化・スポーツ施設の整備等を総合的、一体的に推進するとともに、鉄道施設跡地等を活用して、定住、交流を促進するための新たな拠点の整備を図る。また、民間によるこれらの都市開発事業については、金融上の措置等を活用し、積極的に促進する。

地域の特性に応じて、計画的な用地整備、核となる施設、情報・通信システムの整備、試験研究や人材養成機関の充実等により、先端産業の立地誘導、地域の地場産業や第一次産業の高度化を促進するための拠点づくりを進める。また、特色ある歴史や伝統を生かした都市、豊かな自然等を活用したリゾート都市等、個性的魅力と広域的吸引力を有する都市づくりを進める。

(魅力ある都市づくり)

今後は、生活のニーズにこたえた快適な居住環境が、地方都市への人材定着の要因の一つともなり、地域の成長発展のけん引力となる。このため、個性ある商業、文化、スポーツ施設、公園、下水道等の生活環境施設の整備を進めるとともに、身近にある水、緑などの豊かな自然や地域で培われてきた歴史的、伝統的蓄積を活用し、大都市圏では得られないゆとりと魅力ある都市づくりを推進する。特に、都市機能の集積に伴い人口の増加が予想される都市においては、人口増加に対応した先行的、計画的な施設の整備を進める。

(4) 農山漁村の活性化と地域環境の整備

1) 地域資源を生かした個性ある地域づくり

農山漁村は農林漁業者等地域住民の居住空間であり、食料や木材の供給、国土や自然環境の保全などの重要な機能を有しているが、同時に、青少年に対する教育や都市住民の保養等国民の交流空間としての役割を担っている。

また、農山漁村には、豊富な土地、水、緑資源に加えて、生物資源や観光・文化資源など地域特有の多様な資源が存在している。

農山漁村の活性化を図るためには、地域の主要産業である農林水産業の健全な振興を図ることが基本であるが、これに加え、地域の雇用増進のために計画的な工業導入等を図るとともに、多様な地域資源を生かして、個性と活力に満ちた地域づくりを進める必要がある。

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

特に、若年層を中心として人口の流出が続いてきた過疎地域においては、高齢化や地域社会機能の低下等の問題に直面しているところも多く、若者定住のための就業の場を確保し、その活性化を図る必要がある。

(1.5次産業の育成と地域資源の掘り起こし)

地元農林水産物等の付加価値の増大、安定的な就業機会の創出に加え、農林水産業の生産性の向上にも資する、いわゆる1.5次産業を積極的に育成する。このため、地域の指導協力機関、試験研究機関等との密接な連携の下に、地域ぐるみの推進体制整備や人材の育成、新規加工品の開発、加工施設の整備等を図る。また、農林水産業と地域の食品産業等関連産業との一層の連携強化、宅配便等民間資本も活用した産地直送体制の拡大等を進める。

国民の自然志向、手づくり志向等に対応した山菜、薬草、小果実等市場化されていない農林水産物等を活用した特産品づくり、農林水産業副産物のバイオマスエネルギーや飼肥料としての有効利用、小水力発電等これまで十分に活用されていなかった資源の掘り起こしと活用を図る。

(都市等との交流を通じた活性化)

恵まれた自然環境を生かして、今後増大かつ多様化する余暇需要に対応し、都市住民等にやすらぎや明日への活力を提供する産業、いわば、レクリエイト産業を積極的に振興する。このため、農林水産業との調和の下に、広がりのある緑空間等と各種のレクリエーション施設等を組み合わせた長期滞在型の広域的なリゾート地域を民間活力等も活用しつつ整備する。また、専門家の創作活動の場となる工芸、芸術家村、青少年の教育にも資する農林水産業とのふれあいの場等を形成する。さらに、地域の自然空間を生かし、地元特産物の提供と結び付けたサイクリングラリー等のイベント、特産品の定期的発送や村の施設の開放を行う準村民制度等の活用を図るとともに、地域の魅力を高め都市との交流の円滑化に資する歴史的環境の保全や郷土芸能、伝統的祭り等の維持、振興を図る。また、国際化の進展を踏まえ、交流のためのノウハウの交換等地域間の連携を図りつつ、特色ある地場産業、文化等を生かした地域主体の国際交流を積極的に進める。

2) 地域環境の整備

農山漁村については、農林漁業生産と地域住民の生活が同一空間を複合的に利用して営まれるという特性に配慮して、豊かな自然と歴史的、文化的伝統を生かした快適な生産、生活の場として整備を進める必要がある。

このため、農林漁業生産基盤との一体性に配慮しつつ、生活道路、排水施設の整備など基礎的な生活環境の整備を推進する。特に、整備の遅れている污水等処理施設については、居住密度が低く、住居が集落を単位に分散しているという特性を考慮しつつ、積極的な整備を進める。また、過疎地域においては、生活の基幹となる道路を中心として生活環境の整備を一層促進する。豪雪地帯においては、冬期の日常生活の維持のため、住民の共同による克雪体制の整備等を進める。

うるおいやすらぎに満ちた空間としての意義が高まっていることから、魅力ある農村景観の保全と改良、農業用水路の活用による親水空間の創出等生産施設の多面的利用など農山漁村の特性を生かした快適環境の整備を図る。また、農村景観等を維持、向上するため、来訪者も含めた守るべき地域のルールづくりを進める。

地域ぐるみの活動等を通じて古くから培われてきた慣行等を基礎に、多様化する地域住民の連携による新しいコミュニティの形成に努める。また、その条件整備のため、教育文化施設やCATV等のニューメディアを整備し、地域アイデンティティの形成を図る。さらに、生産・生活活動を活発化するとともに都市との交流の円滑化にも資するため、農山漁村における情報受発信機能を高め、都市と農山漁村との間及び農山漁村間の情報交流のネットワーク化を進める。

農山漁村のうち、特に、住民構成の多様化及び農地と宅地の混在が進みつつある農村地域は、農業生産活動と地域住民の生活が調和するよう、土地、水利用の整序化を図るとともに、新しいコミュニティ活動を通じて地域環境の保全を図る。また、土地利用の混在による弊害が生ずるおそれがあるなど、土地利用の状況からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図る必要がある集落地域について、地域特性にふさわしい整備、又は保全を進めるため、計画的な土地利用の推進、生産基盤と生活環境の総合的かつ計画的な整備の推進等を図る。

山村は交通の便に恵まれず、可住地率も低く、過疎化、高齢化が進行していることから、若年層の定住を促進し地域を活性化するため、山村の特性を生かした産業振興を図り、就業機会を拡大することとあわせて、生活環境の整備が必要である。

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

このため、特に山村内の拠点となる集落等において、魅力ある地域づくりを進めるための施設等の重点的整備を図る。また、緊急に振興が必要な山村における生産・生活環境施設の整備の促進を図る。なお、山間部に存在する農地については、国土及び自然環境の保全の観点からも、管理の粗放化が生じないように、地域の実情に応じ、その有効利用を図るための適切な対処を図る。

漁村は、立地上の制約から集密居集落が多く、生活環境の整備が立ち遅れている。このため、漁港等の漁業生産基盤整備とあわせて土地の有効利用、創出を図り、生活環境施設の整備を総合的に推進する。また、地域の状況に応じ、水産業や特色ある漁村景観と海洋性レクリエーションや観光とを積極的に結び付け、地域の活性化と地域環境の向上を図る。